

コスタリカ共和国
特許法(発明, 意匠及び実用新案)

法律第 6867 号 2008 年 11 月 21 日 法律第 8686 号により改正

目次

- 第 1 章 発明
- 第 1 条 発明
- 第 2 条 特許を受けることができる発明
- 第 3 条 特許権。移転及びライセンス許諾。
- 第 4 条 労働若しくは役務の契約又は雇用契約の履行中に行われた発明
- 第 5 条 発明者への言及
- 第 6 条 出願
- 第 7 条 発明の単一性
- 第 8 条 出願の補正, 分割及び取下げ
- 第 9 条 方式審査
- 第 10 条 出願公開
- 第 11 条 特許付与前の保護
- 第 12 条 異議申立及び意見
- 第 13 条 実体審査
- 第 14 条 特許出願に関する情報
- 第 15 条 特許の付与
- 第 16 条 特許により付与される権利及び制限
- 第 17 条 特許保護の存続期間
- 第 18 条 不実施又は産業上の実施不足
- 第 19 条 従属特許の強制ライセンス及び反競争的慣行に対する強制ライセンス
- 第 20 条 公共の利益のためのライセンス
- 第 21 条 無効
- 第 22 条 登録及び公告
- 第 23 条 包袋の閲覧
- 第 24 条 情報サービス

- 第 2 章 意匠及び実用新案
- 第 25 条 意匠及び実用新案の定義
- 第 26 条 保護。主題に含まれないもの。
- 第 27 条 意匠権。移転及びライセンス許諾。
- 第 28 条 出願
- 第 29 条 登録のための審査
- 第 30 条 登録の存続期間
- 第 31 条 省略時解釈

第3章 総則

第32条 放棄

第33条 発明特許に係る手数料

第33条の2 年金の納付

第34条 代理人

第34条の2 委任状の形式

第35条 登録簿

第36条 実体審査の審査官

第39条

第40条 規則

第41条 施行。廃止規定。

経過規定

2008年3月25日付け法律第8632号経過規定

第1章 発明

第1条 発明

1. 「発明」とは、人間の知性による創造であって、産業上利用することができ、本法に規定する特許性要件に適合するものをいう。発明は、物、機械、道具又は製造方法であってよく、発明特許により保護される。
2. 次のものは本法の適用上、発明とはみなされない。
 - (a) 発見、科学理論、数学的方法及びコンピュータプログラムをそれぞれ単独で扱ったもの
 - (b) 純粋に審美的な創作物、文学作品及び芸術作品
 - (c) 広告又は事業のためのスキーム、規則及び経済的方法並びに純粋に精神的若しくは知的な活動又はゲームプレイに関するもの
 - (d) 公知の発明の並列又は公知のものとの組合せ、また、その形態、使用、寸法又は材料の変更。ただし、当該組合せ若しくは融合が単独で機能できない場合又はその特徴的な品質若しくは機能が当該技術の熟練者にとって自明でない産業上の成果をもたらすように改変された場合は除く。
3. 植物品種は特別な法律により保護される。
4. 次のものは特許を受けることができない。
 - (a) 公序良俗、人間若しくは動物の健康若しくは生命を守るため、植物を保存するため又は環境への重大な被害を予防するために、商業的な実施が客観的かつ必然的に防止されるべき発明
 - (b) 人間又は動物の治療のための診断方法、手術方法又は治療方法
 - (c) 植物及び動物。ただし、自然界に存在する微生物でないことを条件に微生物は除く。
 - (d) 植物又は動物の繁殖に本質的な生物学的方法(非生物学的方法又は微生物学的方法でないもの)

第2条 特許を受けることができる発明

1. 発明は、新規性及び進歩性を有し、産業上利用することができる場合、特許を受けることができる。
2. 廃止
3. 発明は先行技術の一部を構成しない場合は新規性を有すると判断される。先行技術は、コストリカでの特許出願の出願日前に又は(場合により)優先日前に、世界中であらゆる手段により開示された又は公衆に利用可能なものすべてからなる。

先行技術には、同一の知的財産権登録局に係属中の他の特許出願であって、検討中の出願の出願日よりも早い出願日又は場合により優先日の出願の内容も含むものとみなす。ただし、当該内容が先の日付から出願に含まれ、出願が公開されている場合に限る。先行技術は、コストリカでの出願日前1年間又は場合により適用される優先日前1年間の期間に開示された事項は含まないとみなされる。ただし、このような開示は、発明者自身若しくはその権利承継人による行為により又は契約不履行若しくはこれらの者に対する違法行為により、直接的又は間接的に行われることを条件とする。
4. 知的財産権登録局が特許付与手続の一環として行う出願公開による開示は、先行技術の一部とみなされる。ただし、当該出願が特許を受ける権利のない者によりなされた場合又は

公開が不適切に実施された場合を除く。

5. 発明は、当該技術の熟練者にとって関連する先行技術からみて自明でない場合は進歩性を有するものとみなす。
6. 発明は、特定の、実質的及び確たる用途があれば産業上利用可能とみなす。
7. 特許を受けることができる発明は、発明の場所、技術分野又は製品が輸入されたか国内で製造されたかに拘らず一様に、本法に規定する特許性要件に適合するすべての物及び方法を含む。

第3条 特許権。移転及びライセンス許諾。

1. 特許権は発明者に帰属する。発明者は、発明の出所である国における最初の出願人と推定される。
2. 複数の者が共同で発明を行う場合、別段の合意がない限り、特許権は共同所有とする。
3. 特許権は生存者間又は相続により移転することができる。
4. 特許の移転又はライセンス許諾は、第三者に対抗するためには、知的財産権登録局に登録しなければならない。

第4条 労働若しくは役務の契約又は雇用契約の履行中に行われた発明

1. 発明を行うことを目的とする非労働契約の一部として発明が行われた場合、別段の合意がない限り、特許権は雇用者に帰属する。
発明が当事者の予測を大幅に上回る経済価値を有する場合、その経済価値の少なくとも3分の1が発明者に帰属する。この割合が不十分であると発明者が考える場合、発明者は裁判所命令による当該割合の決定を申し立てる権利を有し、その多寡は上記でいう3分の1を下回ることはない。
2. 雇用契約又は関係性が発明を行うことを目的とする従業者の場合には、当該発明の特許権は雇用関係を結んだ当事者らの共有とし、放棄することはできない。
3. 雇用契約又は関係性が発明を行うことを目的としない従業者の場合には、行われた発明はすべて従業者に帰属する。得られた収入の3分の1は従業者に支払われる。
4. 前各項で特に定めのない場合においては、特許権は常に従業者に帰属する。

第5条 発明者への言及

発明者は特許において氏名を記載されるべきであるが、これを希望しない旨知的財産権登録局に書面で提示した場合はこの限りではない。発明者に当該書面の提出を義務付ける如何なる約束又は委任は、法的価値は有さない。

第6条 出願

1. 特許出願は、明細書、請求項、発明を理解するうえで必要な図面及び出願の要約とともに知的財産権登録局に提出するものとする。出願人が本法の規則に定める出願料を納付した証明書も添付するものとする。
2. 出願人が他国で出願された先の出願に基づく優先権を主張する場合は、1967年に改正された工業所有権の保護に関するパリ条約第4条の規定に従い、優先権主張の基礎となる最初の出願の出願日から12月以内に出願しなければならない。

3. 出願には、該当する規則に従い通知送達のための受取人の名称及び手段(ファックス、電報、電子メール又は私書箱であつてよい)、出願人、発明者及び(場合により)代理人に関する同規則に定める他の情報並びに発明の名称を含まなければならない。出願人が発明者でない場合は、出願には出願人の特許に対する権利の正当性を示す陳述書を添付しなければならない。
4. 明細書には、発明を評価し当該技術の熟練者が発明を確実に実施できるように、十分に明確かつ完全に発明を記載しなければならない。特に、可能であれば1以上の具体的な実施例を挙げ、場合によっては産業上の利用可能性の観点から最も満足できる結果をもたらす実施例を特定し、発明を実施するために出願人が知り得る最良の方法を具体的に示さなければならない。
5. 請求項1の文言は、保護範囲を決定するものとする。
他の請求項は請求項1に従属するものとし、発明を適用する具体的方法を言及するものであつてもよい。請求項を理解するために明細書及び図面を使用してもよく、請求項は明確かつ簡潔で明細書に完全に基づくものでなければならない。
6. 要約には、明細書、請求項及び(ある場合は)図面に特定されている事項の概要、また、適切な場合は発明を最も特徴付ける化学式を含まなければならない。要約は、技術的課題、発明が提示する解決策の本質的特徴及び発明の主要な目的の理解を可能にするものでなければならない。要約に関する他の要件は、規則に明示する。
7. 要約は、専ら技術情報を提供するものであり、保護範囲の解釈に用いてはならない。
8. 廃止
9. 知的財産権登録局に提出される特許出願はすべて、国際特許分類を用いて分類される。
10. 出願のあった日において、出願が少なくとも出願人の名称、明細書、請求項及び発明を理解するために必要な図面を含まない場合、知的財産権登録局は、これらの要件が完全に充足された日を出願日とする。

第7条 発明の単一性

出願は、1の発明又は単一の一般的発明概念を構成するよう関連した1群の発明についてのみ記載することができる。

第8条 出願の補正、分割及び取下げ

1. 出願人は自身の出願を補正し、請求項を補正することもできるが、その補正には開示された発明の拡張又は当初の出願に含まれる開示の拡大を含んではならない。
2. 出願人は自身の出願を2以上に分割することができるが、分割出願には発明の拡張又は原出願に含まれる開示の拡張を含むことはできない。各分割出願は原出願の出願日を付与される。
3. 出願人は何時でも出願を取下げることができる。

第9条 方式審査

1. 知的財産権登録局は、出願が、第6条第1項、第2項及び第3項の要件並びに規則の対応する規定を満たすか否かを審査する。
2. 脱漏及び不備が見つかった場合は、出願人に通知され、出願人はその後15就業日以内に

必要な補正を行うことができる。当該期間内に願出人が補正をしない場合、知的財産権登録局は願出が取下げられたものとみなす。

第10条 願出公開

1. 第9条第1項の要件がすべて満たされていると知的財産権登録局が判断する場合、願出人に通知し、願出人は翌月中に願出公開手数料を納付することができる。
2. 願出公開手数料がこの期間中に納付されない場合、願出は取下げられたものとみなす。
3. 願出は、官報に3日間連続して公開され、また、全国版の印刷媒体に少なくとも1回公開される、これには願出人の名称及び願出人、発明者及び(いる場合は)代理人に関する他の必要情報、発明の名称、特許をされるべき事項及びその有用性を明確に示す要約並びに規則に定める他の情報を含まなければならない。
4. 特許願出の包袋は、最初の官報での公開日より、情報提供の目的で公衆に公開される。当該公開前に願出の包袋を閲覧するためには、願出人の書面による同意が必要である。

第11条 特許付与前の保護

特許願出にクレームされる発明を実施する者からの損害賠償は、願出公開日と特許付与日の間の期間中について請求することができる。当該損害賠償は、特許の付与を条件とし、特許に含まれていたであろう請求の範囲に関してのみ考慮される。

第12条 異議申立及び意見

1. 願出が本法に定める実体的要件に反するとの考えを理由に特許の付与に異議を申し立てる者は、官報への3日目の公開の日から3月以内に異議申立を提出することができる。異議申立は十分に立証され、関連する証拠又はその申出及び異議申立手数料の納付証明書を添付しなければならない。証拠は、異議申立の提出から2月以内に提出しなければならない。提出されない場合、申立は認められない。
2. 知的財産権登録局は、願出人に異議申立を通知し、翌月中に応答を提出するよう要求する。この期間を過ぎると、第13条に定める審査が行われる。
3. 異議申立の提出のないまま公開から3月の期間が満了した場合、第13条に定める審査が行われる。

第13条 実体審査

1. 知的財産権登録局は、第1条及び第2条に従い発明が特許を受けることができるか否か、また該当する場合は第7条に従い願出が発明の単一性要件を満たすか否か、また適切な場合は補正又は分割願出が第8条の規定と一貫性があるか否かを審査する。また知的財産権登録局は、明細書、請求項及び図面が第6条第2項、第3項、第4項及び第5項並びに規則の対応する規定に定める要件を満たすか否かも審査する。
2. 知的財産権登録局は、特許の実体審査を行う専門的知識を有する審査官に委ねており、その費用は国家登録局行政委員会がこの目的のために定める手数料によって決定される。同様に、知的財産権登録局は、発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関して、公的な高等教育・科学技術機関若しくは専門機関(国内外を問わず)又はこれがない場合は当該分野の独立した専門家に意見を求めることができる。如何なる場合においても、任命を受けた審

査官は、中立的かつ誠実で利害関係のない者でなければならない。また審査する情報の機密性を保持しなければならない。上述した、国家に従属する又は国家が資金提供する機関及び専門機関は、必要な助言を行う義務がある。報告書に署名する者はその内容に責任を負い、場合により行政機関一般法第 199 条の規定に従わねばならない。

助言を求められた機関又は専門家が提出する報告書は、主題の複雑性に応じて知的財産権登録局が設定する期間内に発行され、結論の詳細な根拠を含まなければならない。規則に従い設定される費用は、出願人が負担するものとする。

3. 第 1 項の要件が満たされていないと知的財産権登録局が判断する場合、出願人に通知し、出願人が翌月中に意見を提出し、場合により提供した書類を補正若しくは補完し又は第 8 条の規定に従い出願を補正若しくは分割できるようにする。

4. 出願人が所定の期間内に知的財産権登録局の求めに応じることができない場合又は出願人への求めにも拘らず第 1 項に規定する要件が満たされていないと知的財産権登録局が判断する場合、特許付与を拒絶する。拒絶は理由を付記され、知的財産権登録局により出願人に通知される。

5. 実体審査の決定は、提出された異議申立に対しても効力を有する。

6. 第 2 項にいう技術報告書は、担当機関が審査のための出願を受領した時から起算して、延長できない 2 年以内に完成させなければならない。実体審査は、担当機関が審査のための出願を受領したときから 30 月以内に完了させなければならない。

第 14 条 特許出願に関する情報

1. コスタリカにおける特許の出願人又は所有者は、他国又は領域の知的財産機関に提出したすべての特許出願若しくは他の知財保護の出願又はこれらから取得したすべての権利であって、一部又は全部がコスタリカで提出された出願にクレームされた発明と同一の発明を記載するものの日付及び番号を提示しなければならない。

2. 外国の発明者が、基礎出願の国で交付された特許登録証明書を示すことができない場合でも、当該国において当該発明の分類に関する特許登録制度が存在しないことを証明する文書を提出できる場合、特許が登録されている他国での特許登録証明書を有効とする。如何なる場合においても、外国における特許の有効期限に関する文書による証拠を提出しなければならない。

3. 出願人又は特許所有者は、外国出願又は外国での証書に関する次の書類を提出しなければならない。

(a) 外国出願に関して出願人が受領したすべての通信であって、先行技術調査の結果又は行われた審査に言及するものの複写

(b) 外国出願に基づき付与された特許又は他の保護証書の複写

(c) 外国出願を拒絶する又は求める特権付与を拒否する最終決定の複写

(d) 発明について知られている又は発明に関する、紛争又は申立の情報

4. 特許の出願人は、要求されたときには、特許を無効にする最終決定又は第 1 項にいう外国出願に基づき付与された他の知財保護の出願の複写も知的財産権登録局に提出しなければならない。

5. 本条に基づき提出された書類は、知的財産権登録局でのクレームされた発明の新規性及び進歩性の審査を容易にするために使用される。

6. 特許の出願人が求められた情報又は書類を所定期間内に提出できない場合、特許は拒絶される。正当な理由があるときは、出願人は当該情報又は書類の提出期間の延長を請求することができる。
7. 特許の出願人は、提出する情報及び書類について、意見及び説明を提出することができる。

第 15 条 特許の付与

1. 知的財産権登録局が本法及びこれに基づく規則に規定する要件及び条件が満たされたと判断する場合は、特許を付与する。
2. 特許の付与は出願人が提出する請求項の一部に限定されてもよく、この場合、特許要件を満たさない請求項については特許が認められない。
3. 特許の一部又は全部を付与又は拒絶する決定は、理由を付記される。
4. 出願に特許を付与する決定の場合、知的財産権登録局は、特許を登録し、特許証及び特許の写しを出願人に交付し、官報に決定の概要を公告する。

第 16 条 特許により付与される権利及び制限

1. 本法に規定する制限を有するものの、特許は所有者に発明を実施し、実施のためのライセンスを第三者に許諾する排他的権利を付与する。さらに、特許は所有者に次の排他的権利を付与する。
 - (a) 特許の主題が物の場合、第三者が所有者の同意なく特許の主題を構成する製品の製造、使用、販売の申出、販売又はこれらの目的で輸入をする行為を禁止する権利
 - (b) 特許の主題が方法の場合、第三者が所有者の同意なく当該方法を使用する行為及び当該方法により少なくとも直接的に得られた製品の使用、販売の申出、販売又はこれらの目的で輸入をする行為を禁止する権利
2. 次の例外が特許の通常の実施に不当に影響を及ぼさず又は所有者若しくはその実施権者の正当な利益を不当に損なうことにならないことを条件に、特許により付与された権利は次のものには及ばない。
 - (a) 個人の範囲内かつ非商用目的でなされるあらゆる行為
 - (b) 特許発明の主題に関連する実験のためになされる行為
 - (c) 特許発明の主題に関して、専ら教育又は科学的・学術的な研究のためになされる行為
 - (d) 何れかの国で製品が取引されて以降、所有者又は実施権者の同意を得て、特許により保護された又は特許された方法を通じて得られた製品の販売、販売の申出、使用、使用権、輸入をする行為又は何らかの手段で流通させる行為
 - (e) 特許保護満了後の製品販売を視野に、保健登録局の承認を得るための研究、取扱い、処理その他の要件に必須の実施
3. 特許により付与された権利は、当該特許出願の出願日又は場合により優先日の前に、コストリカにいて発明の製品を製造していた又は発明の方法を使用していた如何なる当事者に及ばない。加えて、このような当事者は、引き続き製品を製造し、方法を使用する権利を有する。当該権利は、製品を製造する又はその製造若しくは使用を計画する法人又は事業所とともにのみ譲渡又は移転することができる。
4. 医薬品の販売承認手続に関して、保健省及び他の管轄当局は、特許所有者が同意又は承認

を与えた場合を除いては、特許所有者以外の者が、特許の存続期間中に先に承認された製品又はその許可された使用を含む、特許の範囲に包含される製品の販売を禁じる措置を講じる。

第 17 条 特許保護の存続期間

1. 特許権の存続期間は、知的財産権登録局への出願日又は特許協力条約に基づき処理される特許の場合は国際出願日から 20 年とする。
2. 第 1 項の規定に拘らず、知的財産権登録局による特許の付与までに、知的財産権登録局への出願日から 5 年超又は第 13 条に定める特許の実体審査の請求から 3 年超かかる場合、特許所有者は何れか遅い方を基準として知的財産権登録局に特許権の存続期間の補償を請求する権原を有する。当該請求は特許付与から 3 月以内に書面で提出しなければならない。
3. 知的財産権登録局は、当該請求の受領後、第 2 項にいう期間と等しい日数分の特許権の存続期間の補償を行う。ただし、出願人が行った行為に起因する期間はこの遅延の判定には含まれない。上記に拘らず、如何なる状況においても特許権の存続期間の補償は 18 月を超えないものとする。
4. 第 1 項に定める規定に拘らず、医薬品を対象とする既存特許の場合であって、保健登録局への国内での医薬品に係る申請日から国内での当該医薬品の最初の流通に係る保健登録局の承認まで 3 月超かかるときは、特許所有者は、知的財産権登録局に特許権の存続期間の補償を請求する権原を有する。当該請求は、最初の国内での医薬品の流通に係る保健登録局の承認から 3 月以内に書面で提出しなければならない。
5. 当該請求の受領後、知的財産権登録局は第 4 項にいう期間と等しい日数分の特許権の存続期間の補償を行う。ただし、特許の残りの存続期間が 12 年以内であることを条件とする。上記に拘らず、如何なる状況においても特許権の存続期間の補償は 18 月を超えないものとする。

第 18 条 不実施又は産業上の実施不足

1. 特許の付与はコスタリカでの永続的安定的態様での特許実施義務を伴い、特許付与日から 3 年又は特許出願日から 4 年の何れか長い方の期間内に、適切かつ合理的な供給が市場になされなければならない。また、当該実施は 1 年を超えて中断されてはならない。
2. 廃止
3. 第 1 項の適用上、製品の国内製造及び合法的な輸入が、実施の形態とみなされる。
4. 廃止
5. 第 1 項にいう期間が満了すると、何人も翌年に不実施を理由に強制ライセンスの付与を申請することができる。強制ライセンスの付与により特許の不実施が十分に是正されない場合、特許は消滅したと宣言される。特許の消滅又は取消しの手続は、最初の強制ライセンスの付与から 2 年が経過する前に行うことはできない。
6. 強制ライセンスの付与は、事例ごとに検討され、実施を可能にする要素及び方法に関する特許にも及ぶ。強制ライセンスの実施は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) の規定に従い、主に国内市場への供給のために付与される。強制ライセンスの付与前に申請人は、自身に特許発明を実施するだけの十分な能力があり、第 1 項に規定する期間中に合理的な商業条件で権利所有者の許諾を得る努力をしてきたがその努力が実を結ばなかったことを証明しなければならない。

7. 知的財産権登録局は、90 暦日以内に当事者を聴聞して強制ライセンスの付与の可否を決定しなければならない。知的財産権登録局はこのようなライセンスを付与するときは、付与する目的に範囲及び期間を限定する付与の条件並びに権利所有者が受領する経済的な報酬を規定しなければならない。そのために知的財産権登録局は、各事例の具体的な状況及び付与の経済価値を考慮し、独立当事者間の商用ライセンス契約における当該業界での平均的な実施料を念頭に置くべきである。

半導体技術は、公共の非商用目的で又は司法手続若しくは行政手続を経て反競争的と宣言された慣行を是正するためにのみ用いられるべきである。

8. 強制ライセンス付与の決定に対して提出された不服申立は、実施権者によるライセンスの実施を妨げる又は進行中の期間を中断するものではない。また、特許所有者が、不服申立の対象でない部分について、知的財産権登録局が設定した実施料を受け取ることを妨げるものでもない。

9. 強制ライセンスの付与及び条件は、新たな事実に根拠があるとき、特に特許所有者が既存の条件よりも優位な条件で第三者にライセンスを許諾したときは、当事者の合意により、一方の当事者の請求により又は知的財産権登録局の職権により、何時でも修正することができる。同様に、強制ライセンスの付与は、当該付与に至った状況がなくなり、再発する虞がない場合には、付与された者の正当な利益を損なうことなく取り消すこともできる。

知的財産権登録局は、理由を付した請求に基づき、当該状況が引き続き存在するか審査を行う。さらに知的財産権登録局は、当該付与に至った状況が再発する虞がある場合には付与の取消しを拒否する権限を有する。

10. 強制ライセンスは、排他的なものではなく、ライセンスを実施する法人又は企業の一部とともにする場合を除いてはサブライセンス付与の形態も含めて移転することができない。実施権者は、ライセンス付与の日から 1 年の期間内に特許を実施する義務を負い、1 年以上、実施を延期してはならない。延期した場合、付与されたライセンスは自動的に取り消される。

11. 廃止

第 19 条 従属特許の強制ライセンス及び反競争的慣行に対する強制ライセンス

A. 従属特許の場合の強制ライセンス

1. 特許にクレームされた発明が先の特許(第 1 の特許)を侵害せずにコスタリカで産業上実施することができない場合、知的財産権登録局は、後の特許(第 2 の特許)の所有者、その実施権者又は後の特許の強制ライセンスの受益者からの請求を受け、第 18 条の関連規定及び次の要件に従うことを条件として先の特許の侵害を回避するために必要な強制ライセンスを付与する。

(a) 当該第 2 の特許にクレームされた発明は、第 1 の特許にクレームされた発明に対して相当な経済的重要性を有する妥当な技術的進歩を提供しなければならない

(b) 第 1 の特許の所有者は、第 2 の特許にクレームされた発明を合理的条件で実施するためのクロスライセンスの権利を有する

(c) 第 1 の特許で付与された実施権は、第 2 の特許を移転せずに移転することはできない

2. 知的財産権登録局は、同様の状況において、先の特許の所有者、その実施権者又は先の特許の強制ライセンスの受益者からの請求があれば、後の特許に対する強制ライセンスを付与してもよい。

B. 反競争的慣行に対する強制ライセンス

1. 強制ライセンスは、特許所有者が反競争的慣行に従事していると独占禁止委員会が判断したときに付与することができる。このような場合において、特許所有者の不服申立及び聴聞の機会を損なうことなく、当該付与には次の要件を必要としない。
 - (a) 実施権者になる者は、第 18 条第 6 項に従い所有者の許諾を得る努力をしたこと
 - (b) 国内市場への供給であること
2. 第 1 項(a)の規定に拘らず、ライセンスの主題を構成する特許の所有者は合理的に可能な限り通知される。
3. 本法の適用上、反競争的慣行とは特に次のものを含む。
 - (a) 特許製品に極端な又は不当な価格を設定すること
 - (b) 合理的な商業条件で市場への供給ができないこと
 - (c) 事業活動又は生産活動を妨害していること

第 20 条 公共の利益のためのライセンス

1. 緊急事態、公共の利益、国家非常事態又は国防といった適格な理由が存在する場合、行政府は、所有者の同意がなくとも、行政命令により、国家機関又は政府が許可する第三者が発明を実施できるように何時でも特許又は特許出願を強制ライセンスにすることができる。ライセンスの主題を構成する特許の所有者は、合理的に可能な限り速やかに通知される。当該ライセンス付与は、該当する場合は第 18 条に含まれる規定を遵守するものとする。
2. 国家は、公共の利益のためのライセンスについて特許所有者を補償するものとする。所有者は、管轄裁判所が当該金銭的報酬を決定するよう行政裁判所に不服申立を行うことができる。補償には司法当局が、各事例の状況及び付与の経済価値を検討し、独立の当事者間の商用ライセンス契約における当該業界での平均的な実施料を考慮する。
3. 政府が第三者に公共の利益のためのライセンスを付与した場合、当該第三者は、所有者に支払うべき補償についてその一部又は全額を国家に償還しなければならない。
4. 廃止

第 21 条 無効

1. 利害関係人の請求又は職権により、また特許所有者が聴聞の機会を与えられたことを条件として、第 1 条及び第 2 条の規定の何れかに反して特許が付与されたことが証明された場合に、知的財産権登録局は、当該特許の無効を宣言する。特許の無効を請求する当事者は、関連すると思われるすべての証拠を提供しなければならない。
2. 無効となった特許の実施権者は、ライセンスから利益を得ていないことを条件に、該当する場合は特許に支払い済の額の還付を受けることができる。
3. 無効は特許の満了前であれば何時でも宣言することができる。

第 22 条 登録及び公告

知的財産権登録局は、強制ライセンス及び公共の利益のためのライセンスに関する最終決定、無効及び特許の消滅の宣言を登録し、官報に公告する。

第 23 条 包袋の閲覧

何人も、知的財産権登録局において出願に対応する包袋を閲覧することができる。同様に、所定の手数料を納付することにより、包袋の複写を取得することもできる。

第 24 条 情報サービス

知的財産権登録局は、公衆のための特許情報サービスを立ち上げるものとする。

第2章 意匠及び実用新案

第25条 意匠及び実用新案の定義

1. 本法の適用上、線若しくは色彩の組合せ又は立体形状(線又は色彩と関連があるか否かに拘らず)であって、当該組合せ又は形状が工業製品又は工芸品に特別な外観を与え、それらの製造のために役立つことを条件に、意匠とみなされる。既知の道具、作業器具又は用具に達成又は導入された新規の配置又は形状であって、使用によりよい機能又は特別な機能を与えるものは、実用新案とみなされる。
2. 本法により付与される保護は、技術的又は機能的な効果を得ることのみを目的とした意匠の要素又は特徴は含まない。
3. 本法により付与される保護は、他の法規定、特に著作権に関する既存の規則に起因する権利を排除したり同権利に影響を及ぼしたりするものではない。
4. 保護された意匠の所有者は、意匠所有者の同意なく第三者が、保護された意匠又はひな形の基本的には模倣である意匠又はひな形を有する又は組み込む物品を業として製造、販売又は輸入することを禁止する権利を有する。

第26条 保護。主題に含まれないもの。

1. 独自に創作した新規かつ独創的な意匠は、本法により保護される。
2. 公序良俗に反する意匠は登録されないが、これらの例外が、保護意匠の通常実施を不当に妨げるものでないこと又は保護された意匠の所有者の正当な利益を不当に損なわないことを条件とする。第三者の正当な利益は考慮される。

第27条 意匠権。移転及びライセンス許諾。

意匠登録を確保する権利は、創作者に帰属する。

該当する場合は、意匠の移転及びライセンス許諾に関して第3条の規定を適用する。

第28条 出願

1. 意匠又は実用新案の登録出願は、知的財産権登録局に提出し、規則に定める情報に加えて意匠に係る物品の形態又は種類の表示及び物品の国際意匠分類を含まなければならない。
2. 出願は、意匠の図面又は写真を5点、意匠の簡単な説明、可能な場合は意匠を組み込む物品の見本及び所定の手数料の納付証明書を添付しなければならない。

第29条 登録のための審査

1. 知的財産権登録局は、出願が法律及び規則の要件を満たすか否かを審査する。
2. 要件が満たされていると知的財産権登録局が判断する場合、知的財産権登録局は出願の概要を意匠又はひな形の見本とともに官報に公告する。意匠であるときは登録し、出願人に意匠登録証を交付する。
3. 実用新案であるときは、該当する場合に知的財産権登録局は第13条の規定を適用して実体審査を行う。

第 30 条 登録の存続期間

意匠権又は実用新案権の存続期間は 10 年とする。

第 31 条 省略時解釈

本法の第 1 章は、該当する場合は意匠及び実用新案の保護に適用する。

第3章 総則

第32条 放棄

本法に基づく登録出願及びその他の措置は、利害関係人への最後の通知の送達日から3月以内に適切に履行されない場合は、法律の規程により放棄とみなし、その効力を失う。

第33条 発明特許に係る手数料

発明特許に係る手数料は次のとおりとする。

- (a) 出願(処理及び方式審査を含む)：500米ドル
- (b) 各分割出願につき：500米ドル
- (c) 登録及び特許証の交付：500米ドル
- (d) 異議申立：25米ドル
- (e) 特許権の存続期間の延長請求：150米ドル
- (f) 年金(登録維持費)：500米ドル
- (g) 追納期間中の納付に対する割増金：該当する年金の30%

本法に基づき適用される手数料は、知的財産権登録局を強化するために知的財産権登録局の予算に入金され、納付を受領する金融機関の公式交換レートを適用したコスタリカ・コロンでの相当額で決済する。自然人の発明者、法律第8262号にいう零細・小企業、高等教育の公的機関又は科学技術研究を行う公共部門の機関が(a)、(b)、(c)及び(e)の申請を提出する場合、これらの者は、手数料として定める額の30%、また、特許権の存続期間中の年金に関して(f)に定める額の30%のみを納付すればよい。この適用を受けるためには納付証明書に加えて次の書類を申請に添付しなければならない。

I. 前の段落に掲げる区分の1つに該当する旨の宣誓書

II. 自然人の場合は納税者カードの複写、法人の場合は法人カードの複写

本規定に掲げる区分の何れにも該当しない第三者への権利の移転を登録するためには、第三者は現行の手数料のうち譲渡人が当初納付していなかった残りの70%分を納付しなければならない。

同様に、一度移転がなされると、被譲渡人は自己の権利を維持するために年金の満額を納付しなければならない。

第33条の2 年金の納付

1. 特許権を維持するための年金は2年以上の期間について前納することができる。
2. 追納期間中に年金が納付された場合、納付すべき年金及び相当する割増金を同時に納付しなければならない。追納期間中、特許は全面的に維持される。
3. 知的財産権登録局が、各年金の納付が行われていないと判断する場合は行政一般法第150条に定める納付督促状を送付する。この目的で設けられた期間中になお納付が行われない場合、知的財産権登録局長は滞納の正式な通知を行う。
4. 年金の納付は、手数料が納付された特許の対応する登録簿の欄に登録される。登録には、納付額、納付が相当する期間及び納付受領日が示される。
5. 放棄、満了又は無効宣言の場合には、前納した手数料又は年金の還付は受けられない。

第 34 条 代理人

出願人がコスタリカ国外に居住地又は本部を有する場合、国内に居住する十分な権限を有する弁護士が代理しなければならない。

第 34 条の 2 委任状の形式

自然人又は法人の代理として知的財産権に関する行為をなすためには、少なくとも形式的な要件として、本人の認証された委任状による承認を取得する必要がある。ただし、当該委任状を登録する必要はない。

委任状が他の国も対象とする場合は、委任状が付与される国の国内法に従い正式なものとし、認証されなければならない。

別段の合意がない限り、すべての代理人は、すべての機関及び事例における、行政手続及び司法手続の双方における出願人の権利の記録、登録、移転、ライセンス許諾その他の適用される行為、維持又は防御について、法律が当局、庁又は公的機関に関して各知的財産権又は産業財産権の実際の所有者になすことを認めるすべての行為をなすための十分な権限を有する。

第 35 条 登録簿

知的財産権登録局は、特許、意匠及び実用新案について別個の登録簿を保有するものとする。

何人も、登録簿の登録を無料で閲覧することができる。

何人も、所定の手数料の納付により登録簿の登録及び注記の複写を請求し、取得することができる。

第 36 条 実体審査の審査官

国家登録局行政委員会は、機関の実体審査審査官として目立った働きをした職員の独自の給与制度を設計し、知的財産権登録局の公共サービスの要件を満たす、必要な技術的・専門的職員を雇用する権限を有する。これらの職員の給与は、行政委員会の資金から定められた期間又は無期限で支払われる。

この取決めに基づいて契約をしている職員は、公務員制度の一部に含まれない。

国家登録局行政委員会は、職務の適切性、誠実性及び公平性を確保するために、外部職員を雇用するための特別制度を設けるための規則を制定する。

第 39 条

本法により付与される利益は、寄付又は現物払いの形態で国家又はその機関が輸入する商品又はサービスに関して適用しない。

第 40 条 規則

1. 行政府は、6 月以内に本法に基づく規則を制定するものとする。
2. 規則には、国家登録局行政委員会の提案に基づき、本法が承認する手数料を定める。

第 41 条 施行。廃止規定。

1. 本法は、公布から 1 月後に施行する。

2. 本法は、公序に則り、1896年6月27日付け法律第40号第66条、第67条及び第71条の第4章、1978年4月19日付け法律第6219号第2条及び第3条並びに本法に反するその他の規定を廃止するものとする。
3. 現行の国際協定における本法に反する規定は、影響を受けないものとする。

経過規定

- I. 本法の施行時点で係属中の出願の手続は、ここに廃止された法律の規定に従って最終決定がなされるまで継続する。
- II. 本法の施行時点で受領された出願は、既存の番号付け制度に従い番号付けされ、記入事項の詳細とともに処理される。
- III. 登録簿は同一の方法及び現行の順序で継続するが、知的財産権登録局は、意匠及び実用新案を登録するための新たな登録簿(最初の番号付けはこれらの登録に固有とする)を用意する。
- IV. 除草剤のプロパニルはここにより公共の利益と宣言され、よって自由に輸入及び販売が可能となる。
- V. 本法の施行による製造費用削減は、消費者の手元に届く最終製品に反映させなければならない。消費者保護庁はここに本経過規定の適用を強化する権限を有する。

2008年3月25日付け法律第8632号経過規定

経過規定 I

行政府は、これにより、1983年4月25日付け法律第6867号特許法(発明、意匠及び実用新案)第17条第2項から第5項までに含まれる規定の実施に必要な手続を制定するために、本法の公布から1年の猶予期間を与えられる。

経過規定 II

1983年4月25日付け法律第6867号特許法(発明、意匠及び実用新案)第17条第2項から第5項までに含まれる規定は、本法の公布日から12月以内に提出されたすべての特許出願に適用する。

経過規定 III

2000年1月6日付け法律第7978号商標その他の識別標識に関する法律第82条に規定する要件は、手続中のすべての知的財産権の登録又は関連手続に関して、すべての係属出願に適用する。

経過規定 IV

法律第6867号特許法(発明、意匠及び実用新案)第34条の2の規定は、手続中のすべての知的財産権の登録に関して、すべての係属出願に遡及して適用する。